

議第 42 号

下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 に規定する『火葬場等（公の施設）の管理に関する事項』を定めるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例

下呂市火葬場・斎場条例（平成16年下呂市条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
<p><u>（名称、位置等）</u></p> <p>第2条 火葬場等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>下呂市浄郷苑</td><td>下呂市三原427番地</td></tr><tr><td>下呂市小坂斎場</td><td>下呂市小坂町大島2125番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	下呂市浄郷苑	下呂市三原427番地	下呂市小坂斎場	下呂市小坂町大島2125番地	<p><u>（名称及び位置）</u></p> <p>第2条 火葬場等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>下呂市浄郷苑</td><td>下呂市三原427番地</td></tr><tr><td>下呂市小坂斎場</td><td>下呂市小坂町大島2125番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	下呂市浄郷苑	下呂市三原427番地	下呂市小坂斎場	下呂市小坂町大島2125番地
名称	位置												
下呂市浄郷苑	下呂市三原427番地												
下呂市小坂斎場	下呂市小坂町大島2125番地												
名称	位置												
下呂市浄郷苑	下呂市三原427番地												
下呂市小坂斎場	下呂市小坂町大島2125番地												
<p><u>2 火葬場等の開場時間、使用時間及び休場日は、規則で定める。</u></p>													

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2に規定する『火葬場等（公の施設）の管理に関する事項』を定めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） 火葬場等の開場時間、使用時間及び休場日を定め、その詳細については規則に委任します。

（第2条関係）

（2） この条例は、令和8年4月1日から施行します。

（附則関係）